平成２９年（フ）第１３２号
山梨県甲府市大里町962番地１　プラザエム408号室、前住所山梨県甲府市大里町2085番地コーポ三神Ｂ202
債務者　飯塚　彩佳（旧姓永沢）
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
鹿児島県鹿屋市旭原町3593番地61　エメラルドマンション105号、住民票上の住所鹿児島県肝属郡錦江町田代麓4586番地
債務者　伊藤　吉和
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
岐阜県高山市丹生川町折敷地231番地
債務者　森　　武男
１　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
静岡県賀茂郡河津町縄地571番地
債務者　山本　頼矢
１　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５６号
滋賀県彦根市川瀬馬場町606番地（202号）、前住所滋賀県彦根市本庄町2573番地
債務者　田口　清久
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５７号
滋賀県彦根市川瀬馬場町606番地（202号）、前住所滋賀県彦根市本庄町2573番地
債務者　田口　由来
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２５３号
神戸市中央区北本町通３丁目２番１―1105号
債務者　谷川美香こと　ＭＵＮ　ＭＩ　ＨＹＡＮＧ　文　　美香
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１３号
神戸市兵庫区湊川町９丁目16番14号　ミナキューハイツ102、従前の住所神戸市兵庫区三川口町１丁目４番８―803号
債務者　松本　一秋
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５８号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川20番地の２
債務者　堀部　正志
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８８号
神戸市須磨区離宮前町２丁目２番15号ティーズ離宮前202
債務者　川上美代こと　崔　　美代
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県宝塚市光明町25番２号
債務者　小林三智子
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
長崎県長崎市西山本町７番17号
債務者　木下　和也
１　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
宮崎市堀川町51番地１　ジーピーⅥ番館202号、前住所宮崎市恒久南１丁目５番地７　ＴＭ157―202号
債務者　樺山　清和
１　決定年月日時　平成29年６月５日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３５号
宮崎市大字恒久1209番地　ポルタ日向102―２―Ａ号
債務者　清山美奈穂
１　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０号
福島県伊達郡桑折町大字上郡字宮前35番地の１
債務者　大槻　健二
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１６０号
福島県郡山市田村町金屋字上川原189番地グリーンリーフ105号
債務者　馬口　直久
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係